

# 甲斐清和高等学校いじめ防止基本方針

## 第1条 目的

この方針はいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）及び、これを受けたいじめ防止対策推進法施行条例の趣旨を踏まえ、すべての生徒および教職員が、学校の内外を問わず、いじめのない環境づくりに取り組むことを目的とした基本的な方針である。

## 第2条 建学の精神に基づいた取り組み

「豊かな生活能力をもつ道義高き人間を育成する」という建学の精神に基づき、いじめを含む全ての問題と向き合い、これらを放置せず、隠蔽せず、いじめの予防・解消に向けて真摯に取り組む。

## 第3条 対応の指針

1. 本方針は、生徒の直面する問題がいじめに該当するか否かを問わず、対応が適切と思われる事案全般の対応の指針とする。
2. いじめは重大な人権侵害である。社会共同生活の様々な場面で起こり得る社会の実情を踏まえ、人権被害に遭った場合には、適切に支援や対応を求めることができるような知識をつけるための教育を考える。

## 第4条 学校の責務

1. 学校は、生徒がいじめ等のない環境で安心して学習やその他の活動に取り組むことができるようにするため、保護者、地域住民、児童相談所その他の機関と連携を図りつつ、いじめの防止及び早期発見に取り組む。また、生徒がいじめを受けていると思われる際は適切かつ迅速に、必要な指導及び支援をする。
2. 前項の規定は、いじめ以外の理由により困難に直面している生徒への対応につき、学校の責務を免除するものではない。したがって学校は、生徒の直面する困難に必要な指導及び支援をする。

## 第5条 いじめ等の当事者に対する対応

1. いじめ等の当事者に対して、適切な学習環境を整備し、当該問題への対応によって関係生徒間の将来に影響を与えないように配慮する。
2. いじめ等当事者の保護者に対しては、適切に情報交換をし、前項の目的を達成するために必要な協力・支援をする。

## 第6条 いじめの防止等の組織

1. いじめの防止等の取り組みについては、生徒指導部が所管する。
2. 校長は必要に応じて生徒指導部の構成員及び校長より指名した者による、いじめ防止等の対策に関する拡大会議を設けることができる。

## 第7条 いじめ防止等の組織の取り組み

1. 前条に定める組織は、いじめの防止等に向けた以下の取り組みを実施するために必要な措置を講じる。
  - (1) 生徒に対する定期的な啓発活動
  - (2) 生徒に対する定期的な調査
  - (3) 教職員の資質向上のための研修
  - (4) その他いじめの予防・対応に関する必要な事項
- 2 校長は前項の取り組みの内容及び結果について、年に1回以上理事長に報告しなければならない。

## 第8条 いじめ等に対する対応

1. 本校の生徒に対するいじめの事実を疑う事情がある場合、教職員は生徒指導部に対し必要な報告をする。
- 2 生徒指導部は前項の報告等により、本校の生徒に対するいじめを把握した場合、その対応に必要な調査とその他の対応を迅速に行う。
- 3 生徒指導部は前項の調査結果を踏まえ、関係者に対して必要な指導及び支援をする。
- 4 生徒指導部は必要に応じて、前2項の内容及び結果を校長にすみやかに報告する。
- 5 懲戒が必要となる場合には、懲戒規定に合わせ対応する。

## 第9条 重大事態への対処

- 1 校長はいじめ防止対策推進法第28条の趣旨を踏まえ、重大事態の発生を疑うべき事情が存在する場合、理事長および山梨県の関係機関に対し迅速に報告する。
- 2 学校は重大事態への対応に当たり、必要に応じて警察その他の関係機関及び法律・福祉・心理の専門家の協力を得るなどし、適切かつ迅速に対応する。

## 第10条 改正

本方針は、その目的を達成するために見直しを適宜行い適切なものに改正していく。

2014年5月策定

2022年9月改定